平成２３年（フ）第１５４号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3732番地３、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市笠之原町3570番地11
債務者　坂元　敦子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
茨城県神栖市神栖２丁目16番22号　小林荘Ｄ号
債務者　長谷川タビナこと　ＨＡＳＥＧＡＷＡ　ＰＡＶＩＮＡ
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１０９号
石川県小松市四丁町は16番地１コモリハイツ101号、従前の住所石川県小松市月美丘１番地15
債務者　奥村　和子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１２１号
長野県上田市緑が丘２丁目５番30号
債務者　矢幡　知美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３６４号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目13番８号
債務者　赤對　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県朝来市和田山町枚田1656番地１　県営住宅２号棟504号
債務者　藤本　　昇
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
奈良県天理市岩室町57番地４
債務者　松岡由実子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３７７号
奈良県桜井市大字大福251番地の１
債務者　吉光土木・カラオケ友こと　吉光　高子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４０１号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北５―２―34　斑鳩レジデンス105号、住民票上の住所奈良県橿原市曽我町729番地の19
債務者　米花三祐規
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４０８号
奈良市杏町588番地の１　アンソレイエ．Ｍ101号
債務者　茂山　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４３３号
奈良市古市町1397番地の11
債務者　引地　　渉
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３９１号
盛岡市愛宕町11番10―104号、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰西６丁目７番地９
債務者　藤村　健二
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３９２号
盛岡市愛宕町11番10―104号、旧住所岩手県紫波郡紫波町日詰西６丁目７番地９
債務者　藤村サチ子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３５号
広島県福山市平成台32番11号　101
債務者　豊高　祐司
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５１号
広島県福山市東深津町１丁目23番10―２号、前住所広島県福山市東深津町７丁目11番８―101号　カジヤ谷マンション
債務者　中川美由紀
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５６号
広島県福山市駅家町大字万能倉391番地２　グリーンプラザ・小川203
債務者　鶏内　陽子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７７号
山口県岩国市南岩国町４丁目59番７号
債務者　川﨑　孝志
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　山口地方裁判所岩国支部